

(様式第1-2号)

学 則

1 開講の目的

介護保険及び障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて、地域で介護職員としての新たな就業機会を創出するために、基本的な介護業務ができるよう知識や技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを習得させる。

2 研修の名称 介護職員養成講座

3 課程及び形式 介護職員初任者研修課程（通学）

4 県内事業所の所在地 香川県観音寺市坂本町一丁目1番6号

5 開催期間 2か月

6 開催回数（年間）及び開催時期 年1回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					←	→					

(注) ← → で時期を明示すること。

7 研修内容 (別紙「研修カリキュラム・シラバス」のとおり)

8 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別 (別紙「講師一覧表」のとおり)

9 研修実施場所

(1) 講義 観音寺市社会福祉センター 観音寺市坂本町一丁目1番6号

(2) 演習 観音寺市社会福祉センター 観音寺市坂本町一丁目1番6号

10 受講対象者 介護職を希望され、全課程受講できる方

11 受講定員 40名

12 受講手続及び本人確認の実施方法

(1) 受講手続 受講申込書の持参または郵送にて受付する。
受付期間終了後に受講決定通知を郵送する。
(応募者が定員を超えた場合は書類選考)
指定期日に受講料を受付窓口にて納付した者を最終的に受講者とする。

(2) 本人確認 受講申込時に運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等にて確認する。
郵送での受講申込の場合は受講料納付時に確認する。

1 3 科目の一部免除の取扱いと手続き

生活援助従事者研修修了者、介護に関する入門的研修修了者、認知症介護基礎研修修了者、訪問介護に関する三級課程修了者に対しての科目免除は行わない。

1 4 受講料、教材費等、受講者が負担すべき費用

受講料 40,000円（消費税、教材費込）

1 5 実技評価の方法等 （別紙「実技評価基準等」のとおり）

1 6 修了評価の方法等 （別紙「修了評価基準等」のとおり）

1 7 未修了者又は辞退者の取扱方法及び費用等

自己都合による未修了者及び辞退者については修了することはできない。
開講前日までの辞退者には教材費を除いた額を返金するが、開講当日以降は返金しない。

1 8 補講を実施する場合の実施方法及び費用等

修了評価基準に満たない受講者に対しては、補講及び再評価を実施し、原則として8か月以内に修了することとするが、やむを得ない場合は1年4か月以内とする。

特別な事情により遅刻、欠席した場合に限り、本人の申し出により個別に補講を実施し、原則として8か月以内に修了することとするが、やむを得ない場合は1年4か月以内とする。その場合の補講料は、一細目につき3時間までを5,000円（税込）、3時間以上を10,000円（税込）とする。

1 9 問合せ・申込み先

〒768-0067 観音寺市坂本町一丁目1番6号
社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会
TEL 0875-25-7773（代表）
25-7752
FAX 0875-25-7736

2 0 情報の開示を行うためのインターネット上の事業者のホームページアドレス

<http://www.kansyakyo-egao.jp/>

2 1 その他